

## 大阪広域環境施設組合規則第13号

### 大阪広域環境施設組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成27年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第2条の2 条例第2条第3号の組合規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条</u>に定める文字、番号、記号その他の符号とする。</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第2条の3 条例第2条第4号の組合規則で定める記述等は、<u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条</u>に定める記述等とする。</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第2条の2 条例第2条第3号の組合規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第3条</u>に定める文字、番号、記号その他の符号とする。</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第2条の3 条例第2条第4号の組合規則で定める記述等は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条</u>に定める記述等とする。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。